真鶴町総合教育会議議事録

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 平成２８年　１月２９日　(金)　１４時００分～１５時４８分 |
| 開催場所 | 真鶴町民センター　第２会議室 |
| 出席者氏名 | 町長　　宇　賀　一　章副町長　　青　木　　　剛教育委員長　　津　田　　　博教育委員長職務代理者　　脇山亞子　　　　　　　教育委員　　玉　邑　恵　子教育委員 草　柳　栄　子教　　育　　長　　牧　岡　　　努 |
| その他の出席者氏名 | 参事兼総務課長　　二　見　良　幸教育課長　　岩倉みどり教育課副課長兼指導主事　　後藤由多加教育課生涯学習係長　　大　竹　建　治　教育課主査　　小　野　真　人 |
| 議事の大要 | 別紙のとおり |
| 協議事項 | 議事（１）真鶴町教育大綱の策定について　　　　　（２）その他 |
| 会議の公開・非公開 | 公開 |
| 傍聴者 | ６人 |

参事兼総務課長 　　あらためまして皆様こんにちは。定刻となりましたので、これより真鶴町総合教育会議を開会いたします。開会に先立ちまして、本会議の構成員に変更がございましたので、教育課長よりご紹介をさせていただきます。

教育課長 　皆様こんにちは。教育委員の前清水委員に変わりまして、草柳栄子さんが新しく教育委員になられましたのでご紹介させていただきます。草柳栄子さんは教育委員会で行っております、放課後子どもいきいきクラブでコーディネーターとしてもご協力いただいております。よろしくお願いいたします。

参事兼総務課長 　それでは次第にのっとって進めさせていただきます。まずは、真鶴町長　宇賀一章より、ご挨拶申し上げます。

宇賀町長（議長） 　こんにちは。本日は総合教育会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の総合教育会議は８月の総合教育会議に続いて、２回目の開催でございます。前回は真鶴町の教育の現状と課題について協議を行いました。協議内容については町のホームページで広くお知らせいたします。本日は今後の真鶴町の教育の大きな方向を定める「真鶴町教育大綱」についての協議を行う事となります。真鶴町も地域創生に向けた様々な議論を、議会をはじめ町民の皆様とともに進めているところでございます。本日、「真鶴町教育大綱」を中心にして、町長と教育委員会が真鶴町の、より良い教育の姿を共有して、その実現に取り組んで参りたいと思います。本日は、皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

参事兼総務課長　　 　ありがとうございました。これより議事に入りますが、その前に資料の確認をさせていただきます。お手元に、本日の次第、本会議の構成員名簿、同じく設置要綱、資料１としまして「真鶴町教育大綱（案）」Ａ３のもの1枚を配付させていただいておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、これより議事に入らせていただきます。本会議の設置要綱に　「会議は町長が議長となる」と規定されておりますので、町長に議長をお願いいたします。この後の進行は議長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

宇賀町長（議長）　　 それでは、議事に入ります。真鶴町教育大綱の策定について事務局より説明をお願いします。

参事兼総務課長　 　　真鶴町教育大綱の策定について、説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料1の「真鶴町教育大綱（案）」をお願いいたします。この大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の３で「町長が、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされております。また、同法第２条には「大綱を定める場合には、総合教育会議において協議する」とされている事から、本日お集まりいただき、ご協議いただくものでございます。事務局で大綱の案を作成しましたので、本日はこれをたたき台として、ご協議いただきたいと考えております。

それでは、真鶴町総合教育会議設置要綱、前文、教育大綱の趣旨でございます。真鶴町は「第４次真鶴町総合計画」の教育に関する分野の基本政策として「一人一人を大切にした教育により、学び続け共に生きる人づくり、そして、心豊かな生活と文化のあふれるまちづくり」を掲げ、その実現を目指しています。また、「教育は人づくり、人づくりはまちづくり」を理念に、学校教育・社会教育をとおして町の発展に主体的に関わろうとする人づくりを目指しています。

真鶴町教育大綱では、「第４次真鶴町総合計画」の基本政策に基づき、今日を生きる子どもや町民、明日を生きる子どもや町民の視点から教育の分野及び社会教育の分野に関する方針を次のとおり策定します。

続いて、教育大綱の期間でございます。この教育大綱の期間は、平成27年度から平成30年度までの４年間とします。ただし、今後の社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

続いて大綱の基本方針、学校教育の分野でございます。

１　共に学び共に育ち、生きる力を育む教育のより一層の推進（１）確かな学力を育む教育を推進します。（２）豊かな心を育む教育を推進します。（３）健やかな体を育む教育を推進します。

２　子どもの育ちを支える教育環境の整備（１）安全な教育環境を整備します。（２）気持ちよく生活できる教育環境を整備します。

３　地域と連携した教育のより一層の推進（１）学校関係者評価委員会等の機能を充実します。（２）学校ボランティアによる教育活動を拡充します。

４　将来の課題に対応した教育行政の推進（１）学校の小規模化への対応を図ります。（２）施設の老朽化への対応を図ります。（３）子育て環境の整備・充実を図ります。

続いて、社会教育の分野でございます。

５　文化活動のより一層の推進（１）町民文化祭を中心とした町民文化活動のさらなる充実に進めます。（２）関連施設の計画的な修繕・改修に努めます。

６　スポーツ活動のより一層の推進（１）家庭スポーツ活動を推進します。（２）パラスポーツ活動を推進します。（３）関連施設の計画的な修繕・改修に努めます。

７　文化財の保護と活用のより一層の推進。（１）文化財の計画的な保護に努めます。（２）「地域に残る伝統行事」の保護を推進します。（３）文化財の活用を推進します。

以上、事務局で作成しました大綱の案になります。よろしくご協議のほど、お願いいたします。

宇賀町長（議長）　　 それでは協議に入る前に私の方から１点質問をさせて頂きます。教育の大綱の期間を平成27年度から平成30年度とし、その後の社会情勢をふまえ、必要に応じて見直しを行うという部分の説明をお願いします。４年間という期間設定の理由、社会情勢とは何なのかの説明をしてください。

牧岡教育長 　この大綱の４年間と申しますのは、国から示された教育大綱の資料を参考にした際、基本的に４年から５年の期間設定とする事が一つの例として示されておりました。これは各自治体の総合計画との兼ね合いがあるのではないかと考えております。ただし、真鶴町の場合は平成28年度からという形になりまして、総合計画の期間との調整が非常に難しい部分がありましたので、基本を４年間として、総合計画の改訂等のいろいろな場合に対応できるように見直しを図っていくというような形で考えました。

宇賀町長（議長） 　最終的には総合計画等に合わせ、調整して合わせていくという事ですね。

牧岡教育長 　（同意）

宇賀町長（議長） 　それでは、協議に入ります。流れとしましては、項目の現状や課題についてを教育委員会事務局へ質問してください。項目の具体策などについての考えをこの場で意見交換します。具体策は意見交換を行いますが、具体案は決定せず、あくまでも、項目についてのみ決定してください。決定の仕方は、大項目ごとに決定します。よろしいですか。

それでは協議に入ります。まず、学校教育の分野について協議を行います。先ほど説明された内容について、質問やご意見をお願いします。

牧岡教育長 　まず１の「共に学び共に育ち、生きる力を育む教育のより一層の推進」についてです。こちらは教育委員会事務局から現状の概略等の説明をさせて頂きます。

教育課副課長 　それでは「（１）確かな学力を育む教育を推進します。」についての現状をお伝えしたいと思います。こちらは大きく二つの取り組みを行っております。まずは学習の質を高める授業改善を目指した授業研究という事で、幼小中の各教育機関が、一つの研究テーマを基に先生方が授業を見合い、それを基に話し合うなどを行いながら、授業研究を深めるという取り組みを行っております。これにつきましては、ただ批評するのではなく、連続性を考えながら、どのような活動をしてゆけば良いのか、また、自分たちがどのような活動をしていけば次に繋がっていくのかという視点を持って授業づくり、単元づくりを行っております。それに伴いまして、先生方がお互いの校種を行き来しながら、そこで教育活動を行うという交流授業も、各学校の状況に合わせて適宜実施をしております。

 　二つ目の取り組みとしては学力調査の結果分析を基に、教育活動の展開を考えております。毎年４月に実施しております、全国学力学習状況調査及び、神奈川県学習状況調査の結果を基に、町として学力調査検証委員会を開催しております。そこで各学校の成果や課題について分析を行い、改善に向けた具体策を考え、実践に努めるという取り組みを行っております。

 　ご説明いたしました２点が、確かな学力を育む教育の推進としての現状となります。

 　続いて「（２）豊かな心を育む教育を推進します。」についてです。ここにつきましては三つございます。まず一つ目といたしましては、いじめの問題にどう対応するかという部分です。まなづるっ子サポート連絡会議いじめ対策部会という会議を年３回行っております。その会議につきましては、各校の実際にあったいじめの事案等の情報共有を行うと共に、各相談機関の方と一緒に解決に向けた今後の対応に向けた協議を行っております。また、事案発生の際には、小中学校の垣根を越え、お互いの教職員が協力体制のもとに子ども達の見守り、指導を行っていくという状況でございます。続きまして不登校や問題行動等に係るガイドが必要な児童・生徒に対応する取組みとしましては、まなづるっ子自立支援コンサルテーションを年10回開催しております。特に学校に通う事が難しい状況の児童生徒、もしくは、そのおそれがある児童生徒についての情報共有、また、その家庭への支援等について、どのようにしていくのかという役割分担について協議を行っております。今年度は特に、小中９年間の教育の連続性を活かすための引き継ぎ体制の強化を図っていくといった部分の具体案について協議を行ってまいりました。三つ目です。県の方針にあります、すべての児童生徒がともに学ぶインクルーシブ教育に向けて、当町では教職員研修の取り組みを行っております。小中学校ともに小田原養護学校に地域連携部の先生にご協力いただきながら、支援教育研修会というものを年３回ずつ行っております。ここで、すべての児童・生徒が楽しく学べるための環境の整備、また授業の作り方についての研修を行い、先生方の意識の向上に努めております。

 　「（３）健やかな体を育む教育を推進します。」についてです。幼稚園につきましては幼児の体力づくりを推進しております。今月20日には県においてその取り組みを発表しました。小中学校では、全学年での体力テストの実施、また長縄大会、中学校では各クラスで万歩計をローテーションで回し、その歩いた歩数で日本地図を埋めていくという「あゆみ」という活動も行っております。このように日常的な体力向上の取り組みを実施しております。また、健やかな体を鍛える生活習慣づくりとしては、町の食育担当者会議において重点課題といたしまして、アンケート調査の実施及びアンケート結果の周知、保護者への啓発を行っております。以上です。

宇賀町長（議長） 　ただ今の説明についてご意見はいかがですか。

牧岡教育長 　３点のうちの１点目と２点目に関わる事になりますが、読書活動の推進という事で教育委員会の方で取り組んでおります。

小学校では本と友達のように親しもうという事で「友達100冊作ろう」という取り組みがあります。

 　中学校では図書室の前に推薦図書の紹介などを行っております。

 　また、町立図書館の一部の本を小・中学校向けとして紹介しております。

 　一方で、携帯電話やスマートフォンにかける時間が多くなり、読書をする時間が少なくなるという現状があります。読書というのは（１）や（２）に関わる大事なことだと思います。委員の皆様のご意見やお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

宇賀町長（議長） 　今の教育長の意見を含めていかがですか。

草柳委員 　中学生や小学校の高学年を対象に読書をしようというように声掛けを行っても、実際には部活動や塾などで忙しく、読書の時間を取ることができないという事情だと思います。ある程度の年齢に達する前に、ひなづる幼稚園で本の貸し出し等を行っていますが、ブックスタートあたりから本で触れ合う機会を多くし、本を読むことが日常になるような取組みが行えればと思います。

津田委員長 　子どもが本を好きになるには、いろいろな条件が関わってくると思います。一つは幼い頃どういう体験をしてきたかで、その子の読書に対する意識が大きく変わると思うんですね。具体的には母や父がお話しを読み聞かせるなどです。その時には、すぐに結果は分かりませんが、その子の将来に繋がってくると思います。町と図書館ではブックスタートという事で、新しく誕生された子どもさんに何種類かの本から選んでいただいて絵本を提供しており、親子で活用していただいてその子の読書の始まりにするという事に取り組んでおります。これを上手く活用しながら、これから幼小中という中で本を好きな子どもを育てていく取り組みを継続的に進めていくのが大事だと思います。

牧岡教育長 　わかりました。今お二人の委員がおっしゃっていたように、幼い頃から本に触れる大切さは今までも学校との話し合いで感じているところです。小学校５年生や６年生になると、普段の授業等以外に、委員会活動や運動会などのリーダーなどの活動があるため、休み時間等が短くなってしまい、忙しく過ごしています。また、中学生も部活動がありますので、図書館に行く時間がなかなかもてないようです。お二人の委員さんが言われたように、幼稚園や小学校低学年の時に本に親しんでもらい、自分から本を開くようなイメージでやってきて、そこは結構、小さい子はたくさん読むというふうになってきているのですけれど、ここで、全てがこのせいという訳ではないのですけれど、携帯電話やスマートフォン、ゲームの普及により、結果的にそれらが読書の時間に取って代わってしまっています。生活全体から考えなければ、読書にも結び付かないのではないかと感じています。

脇山委員 　「真鶴町こんにちはあかちゃん」でブックスタートをやっておりまして、４カ月までのお子さんのお宅を訪ねて本をプレゼントしているんです。たしかにそれは、すごくうまくいっていると思うんですけれど、子どもというのは親の姿を見ています。昔は、親で本を読んでいるいる人がいっぱいだったので、親が遊んでくれないからなんとなく本を読もうとか、親が本を読んでくれるとか、子どもも本に触れ合う機会が身近にあったと思うのですが、先ほどお話しがあったように、親自身がスマートフォンなどを使っている姿を子どもに見せており、子どもがそれを真似してしまうという事があると思います。まずは、親が読書する姿を子どもに見せることが大切なのかなと思います。

宇賀町長（議長） 　子どもよりも、親から直せということですね。

津田委員長 　真鶴の子どもたちのゲームやスマートフォンに費やす時間は平均的な時間なのでしょうか。多少その辺りで特徴的な部分が出てきているのでしょうか。

教育課副課長 　ならしてしまうと平均的な数値になりますが、長時間やっている割合は、全国・県平均に比べると高いと言えると思います。

牧岡教育長 　教育委員会の会議の一つで、青少年問題協議会でも携帯電話・スマートフォンの事が話題になりまして、委員さんのご意見などを頂き、実態調査などを行いました。すべての子どもがそうではないのですが、長時間使用している子が多いという結果が出まして、そこで携帯電話・スマートフォンに関する約束を昨年の７月に児童生徒のいる家庭に配りました。約束が、どのように守られているかなや、その後の使用時間の状況等の追跡調査はしておりませんが、委員の皆様から頂いたご意見から、全体的に子どもたちの意識が読書に向くような取組みをしていければと考えております。

宇賀町長（議長） 　わかりました。それでは大項目の２番「子どもの育ちを支える教育環境の整備」についてです。お願いします。

牧岡教育長 　こちらも同じように事務局からご報告をさせて頂きます。

教育課主査　　　　　　「（１）安全な教育環境を整備します。」につきましては、教育を行う上で大前提と考えております。学校現場では日常的に点検を行っておりますが、施設の何らかの不具合や異常が見つかれば教育委員会に報告をし、現場を確認し、必要な修繕等を適宜図って参りたいと思っております。また、「（２）気持ちよく生活できる教育環境を整備します。」に関しましては、（１）の安全面のみではなく、これからは美化の視点でも整備を進めていきたいと思います。以上です。

宇賀町長（議長） 　ただいまの説明に関しましてご質問等はいかがですか。

玉邑委員 　（２）の気持ちよく生活できるという部分で、何度か小学校に行っていて、まなづる小学校の廊下は仕方がないのかなという印象でした。しかし、きれいになった廊下を見ると、やはり、明るいというのはとても大切なのかなと思いました。一度あのようにきれいになれば、それを継続できるという事もあります。予算は限られていると思いますが、すごく大切な事だなと今日感じました。

牧岡教育長 　玉邑委員のご意見とほぼ同じですが、１月になりまして、子どもたちの様子などを学校の方で見ていると、やはり廊下がきれいになったことは、とてもいい影響があったと思います。子どもたちのトイレのサンダルまできちっと揃っていて、きれいな環境の中で生活をしていると心の面まで影響してきて、整理整頓を自然のうちに行動に移せるようになったのかなと思いました。今までは安全面を重視しておりましたが、美化が子ども達に良い影響を与えるという貴重な体験をしました。

青木副町長 　安全と美化の面です。現状はないと思いますが、全体的に改修や美化をどのように行うか、将来にわたって施設ごとに優先順位等の見通しを作るべきではないかと思います。

牧岡教育長 　計画的にという事は大事だと思いますので、今年度から準備し、来年度に計画的にできるようにしっかり準備をしていきたいと思います。

宇賀町長（議長） 　突然の修補や修繕は直ぐに行ってください。現段階で分かっている大きなことなら、青木副町長のおっしゃったように計画的に行ってください。真鶴町には、通常行うべき修繕や修補などの予算はあります。突発的なものは議会を通して補正をします。大きなものは計画どおりお願いいたします。

脇山委員 　小学校の話が出ましたが、中学校はいつもきれいで、生徒もきちっとしています。それが美化という面でいい例になったのかなと思います。中学校はこのまま続けていただきたいです。

津田委員長 　きれいにするという事は学校にはとても必要な事なのですが、前提条件として町がきれいである事が求められます。真鶴の自然はきれいですが、駅を降りて町を見た時にきれいと言えるかと言われれば、そうではないと思います。駅のトイレの横にはたばこの吸い殻がたくさんあります。私有地などの問題もあり、とても難しいと思いますが、見えない場所がとても汚くなっています。ゴミは汚い場所に溜まるものです。学校もきれいにしておけば子どもたちもきれいに使ってくれます。いつも気持ちの上で保ち続けるような教室環境というものは非常に大切だと思います。

宇賀町長（議長） 　街の美化についても話しがありましたが、確かにきれいにしておけばきれいなまま残ると思います。町の方もきれいな形にしていきますのでよろしくお願いします。大項目３番「地域と連携した教育のより一層の推進」についてお願いします。

牧岡教育長 　同じように報告させていただきます。

宇賀町長（議長） 　事務局から報告をお願いします。

教育課主査 　「（１）学校関係者評価委員会等の機能を充実します。」という部分では、学校関係者評価委員会につきましては、現在８人の委員さんに学校の普段の授業の様子や、行事の様子を見ていただき、学校と情報交換や質疑を行い、最終的には学校が評価したものに評価委員さんからコメントを頂き、学校にフィードバックし、より良い教育を行うという取組みを行っております。また来年度以降も引き続き行っていきたいと考えております。

教育課生涯学習係長 　「（２）学校ボランティアによる教育活動を拡充します。」についての現状ですが、現在はスクールサポーターという制度があり、琴の指導等の特殊な授業の性質上、学校の先生の指導が行き渡らない部分で、学校側から教育委員会に指導のお手伝いをお願いしたいと要望があり、要望に応えられる人材がいる場合にスクールサポーターという事で、補助員という形で学校に派遣しております。１・２学期につきましては10～12時間程度の授業の中でスクールサポーターを派遣した実績がございます。また、３学期に入りましてもすでに小・中学校合わせて３時間スクールサポーター派遣を行っております。現状のスクールサポーター制度登録人数ですが、まだまだ人数が少なく15名のみで、コーディネーターは３名で取り組んでおります。現状はＰＴＡの学習ボランティアというボランティアさんに協力を得ながら進めているところでございます。来年度以降に関しましては、地域や学校運営を支える組織づくりと位置づけ、現状から更に拡充を図る所存でございます。以上です。

宇賀町長（議長） 　ありがとうございます。大綱の中に記載のある学校関係者評価委員会というのは、一つの団体名ですか。

牧岡教育長 　教育委員会が主催している会合の名称です。

宇賀町長（議長） 　普通は大綱の中には団体名は入らないと思います。それでも大綱中に記載があるという事で、どのような組織かを詳しく説明していただきたい。

牧岡教育長 　学校関係者評価委員会というのは学校の評価を進めていく国の方針に位置付けられた組織です。今までは学校の教職員のみが評価をしていましたが、地域の中の学校という新たな観点から、学校の評価を地域も参加して行い、更に専門家にも評価していただくという三段階で評価する方法があります。真鶴町ではこの二段階目の、地域の方に学校を見ていただき、評価をして頂いて教育活動の改善を図っていくという取り組みです。組織としては、そのような位置づけになっています。活動については、評価委員会の要綱に基づいて行っています。年５回ほど会合があり、まず全体で評価方法などを理解し、幼・小・中の各教育機関に分かれて担当し、実際の教育の様子を見学し、園長や校長と意見交換を行い、または現状や課題の説明を受けるなど、園や学校の教育活動を見ていき、年度末の教職員の評価に対して、今までの活動をふまえて改善点等をアドバイスします。それを学校側はなるべく次年度に反映していくという形で行っています。

宇賀町長（議長） 　ありがとうございます。他に何かありますか。

草柳委員 　（２）の学校ボランティアに関する部分で、先ほど人数が少ないとおっしゃっていましたが、私はたまたま図書館や放課後子どもいきいきクラブなどで多くの方と関わるのですが、真鶴は人材不足とも言われますが、保護者だけでなく、子育てが終わった方、団塊世代の方、お元気なお年寄りの方がたくさんいらっしゃいます。そのような方以外にも、「真鶴に移り住んで、こういうことをやってみたい」という方の情報が入りやすい環境にいますので、そういう方を発掘してボランティアに参加してもらうように、周知の方法を考えることや、登録されていない方なども検討するなど、窓口をもう少し大きくしていただきたいと思いました。

牧岡教育長 　現在のボランティア募集の方法を事務局からご説明いたします。

教育課生涯学習係長 　ボランティアの登録に関しましては、年度当初、自治会をとおしまして回覧を行い、募集をかけております。ただその後の活動に関しましては、学校からの需要に応じた形で派遣させて頂いております。年間を通して一度も活動の無い方も中にはおられます。そのような現状を踏まえますと、学校のみではなく、公民館事業や博物館事業等に十分に活用できる場面もあると思いますので、そういった部分をしっかり把握しながら活動に努めていきたいと考えております。

宇賀町長（議長） 　学校ボランティアというのは、社会ボランティアとは別なのですか。

教育課生涯学習係長 　まず、ＰＴＡの中で四つボランティア団体がございます。環境ボランティア、清掃ボランティア、学習ボランティア、広報ボランティアです。これはＰＴＡの中の組織です。そして生涯学習係で扱っているボランティアに関しましては、スクールサポーターがあります。こちらは地域の方々のうち、参加できる項目ごとに参加して頂いている方々になります。

宇賀町長（議長） 　ありがとうございます。大綱中に学校関係者評価委員会の後に「等」と付いているのですが、他にもあるのですか。

牧岡教育長 　「等」と付けましたのは、以前、議会の一般質問の中で学校関係者評価委員会の機能をさらに大きくし地域の方が運営などに直接関わり、学校の教育活動に参加するコミュニティースクールの設置予定について質問がありました。私の意見としては、学校関係者評価委員会が、とてもよく機能しており、地域の方の意見で学校が課題を改善していると考えておりますので、この評価委員会を大事にしたまま、実際に直接教育活動に関わっていただくという（１）と（２）を合わせた形の真鶴にあったコミュニティースクールというイメージでお答えしました。町長が言われたとおり、これからの組織の拡充を視野に入れているということで「等」を入れました。

脇山委員 　今お話ししたスクールサポーターという事ですが、例えば回覧板をご覧になってお声を掛けてくださる方もいらっしゃるわけですよね。その方々に必要な時に派遣するだけでなく、その方々で集まって会合をする事で、またいろいろな事が生まれると思います。せっかく自主的に参加していただける方なので、その機会を重要に捉えて、しっかりとボランティアに参加していただけるような機会を整えた方が良いと思います。

宇賀町長（議長） 　それでは大項目４番「将来の課題に対応した教育行政の推進」についてです。お願いします。これについて事務局から説明がありますか。

牧岡教育長 　こちらは将来的な事もありますので、私の方からご説明させていただきます。まず、１番の「学校の小規模化への対応を図ります。」ですけれど、これにつきましては、現状の少子化という事が一番の原因になると思います。少子化により、児童生徒数が減り、それにより学級数が減り、教職員定数の関係で教職員の数も減るという問題です。必ずしもこれはデメリットばかりではないのですが、デメリットにも目を向けて対応をしていかなければいけないと考えております。現状として、具体的には、中学校の部活動について、野球部やサッカー部といった団体競技で、人数の問題でチーム編成が難しくなるという事です。中学校の体育連盟の規則ですと、試合に出場するメンバー以外にもプラスアルファで何名かは公式試合に出場できるとなっております。そういった面でチーム編成が難しくなるとの事です。現状では、中学校は、まだ２クラスを維持していますが、これが１クラスになると、教職員の定数の関係で教職員の人数が減ります。そうすると部活動の顧問や指導者にも影響してくることも考えられます。このように、現在は中学校の部活動に課題として出ています。今後もいろいろな課題が出ると思われますが、対応を図らなければいけないと思います。

 　この対応については、基本的に２点考えております。一つは、町の移住定住促進政策と連動して子どもの数をできるだけ増やすという方向でいくということです。できれば２学級を維持できる人数である45人前後が維持できれば、各学年２学級ということで少子化の影響をかなり防げるということです。町施策連動してやっていくということが一つ目です。二つ目は、減ってしまった事への対応です。こちらはさらに二つ考えています。一つは現在も行っていますが、真鶴町以外のいろいろな自治体との交流を積極的に行っていくということです。現在は清川村、檜原村、安曇野市、開成町などの自治体と、主に小学校高学年の児童が交流体験を行っております。やはり一つの町の中のいつも同じような友達とだけ交流するのではなく、他の市や町や村の同年齢くらいの子ども達と一緒に遊ぶという事は、いろいろな発見や気付くことがあり、成長に繋がっていくと考えております。もう一つは、中学生をイメージしておりますが、さらに交流の範囲を広げるということです。これは将来的な事になりますが、ＩＣＴ教育を充実させていくということです。日本のいろいろな地域の生徒と交流または学習し、お互いに交流して深めていくということで、できましたら、海外との交流も図れればと考えております。そのような交流をしていくことで、一つの町の中の少ない人数ですけれど、いろいろな子どもたちと交流できるような仕組みを考えていく必要があるのではないかと思っております。

 　「（２）施設の老朽化への対応」の面では、先ほど副町長からご指摘がありましたとおり、計画的に行わなければいけないと思っております。

 　「（３）子育て環境の整備・充実」の面ですが、先ほど説明がありましたとおり、幼保小中12年間の子どもの育ちを大切にした子どもの教育を推進するということを教育委員会で行っております。中学校の教育課題を解決しようとすると、中学校でやらなければいけないこともありますが、よく考えると、小学校の時にきちんと指導すべきことだったということもあります。同じように小学校の教育課題を考えると、幼稚園や保育園の時にやっておかなければいけないことだったということもあり、前に前にいく部分もあります。子どもの成長はずっと繋がっていますから、前に前にいろいろな課題の解決のポイントがうまれてくるものもあるということです。このあたりでは、福祉分野との連携を取りながら行わなければいけないと思っております。義務教育の最終段階である中学校で、しっかりとした子どもたちを社会に送り出すという事を考えると、子育て環境の整備・充実は重要だなと考えております。具体策についてはまだまだこれからですが、そのような視点を持っておくということで、（３）の記述があります。以上です。

宇賀町長（議長） 　大項目４番についてもご意見を頂きたいと思います。

脇山委員 　ただいまお話がありましたとおり、例えば小学校１年生を見ていますと、乳児の頃から家庭環境に課題があったということが往往にしてあります。小学校からは教育課、その前は福祉課と担当課が分れていますと、続けてみることができないと思います。私は今「こんにちは赤ちゃん」で３年間家庭訪問を行っていますが、課題がありそうな家というのはすぐに気づくことができます。しかし、福祉課でその情報を共有しても、小学校にあがる時に、教育課に繋げていけないことを歯痒く思っています。それから、保護者の方にお聞きすると、内容によって福祉課と教育課の間を行き来することがあり、その際に、施設が離れているため面倒だというお話を伺います。そのような点から、教育課と福祉課が分れているのは、子どもを大切にして子育ての環境を整えるということに向いていないのではないかと思います。子ども課といったような大きなくくりで対応すればその辺りは解決するのではないかと思っています。

宇賀町長（議長） 　この場で、実現できるか、実現できないかは言えませんが、対応策について教育長は何かお考えですか。

牧岡教育長 　現在の取り組みは、教育委員会と福祉課が連携し、子どもを見守る会議を行っています。その場では、本当に福祉課や教育課という壁もなく、一緒に参加した方が、いろいろな話し合いを行って非常に良いと思っております。脇山委員のおっしゃっているような課が異なるという部分に関しては、文部科学省や厚生労働省の違いなどがあって、教育にこれから携わる保護者からみると、そこの違いが何なんだろうと感じると思います。子育て環境の充実という面では、結果はどうなるか分かりませんが、組織の検討は必要があるように感じます。

宇賀町長（議長） 　以後検討します。事務局ともどもよろしくお願いします。

玉邑委員 　脇山委員のおっしゃっていた事は私も実感しておりまして、私も福祉系の仕事をしていて、特に中学卒業後について痛感しているのが、引きこもりのお子さんの高校就学は、中学校の先生方が尽力してくださって繋げていただいているのですが、結局続かず、就職もしないというケースや、例えば進学先で若年の妊婦になってしまって高校を中退してしまい、結局、生活ができなくなるというケースを何件か見ています。どこまでと言われると難しいのですが、幼・小・中の前後も少し見て頂けるところがあると心強いと思います。

牧岡教育長 　確かに現実的な課題に対応していらっしゃる委員さんのご意見ですので、重く受け止め、町行政と連携を取りながら今後の検討課題とさせていただきます。

宇賀町長（議長） 　今回、制度改正により町と教育委員会の関係が変わりましたから。そういうことでは、教育課と福祉課の関係はできるかもしれません。ただ、今までの委員会ができなかったこと、福祉課ができなかったことの理由があると思うんですよね。もちろん国に上がれば省が違うから、そういう関係もあるので、検討していけたらと思います。

 　それと（１）で話した、人数を減らさない、減ったらという関係ですが、この先は間違いなく減っていきます。しかし、行政としては手立てをしなくてはいけないという事で、児童、人口を含めたビジョンを行っております。手立てをしますが、このままいけば確実に減っていきます。教育長の話にあった減った場合の対策の中に広域も入れてください。湯河原との教育だけの広域の問題もあるでしょう。そのような点も踏まえて検討してください。他に質問はございませんか。無ければ学校教育の大項目１から４はこれで決定いたします。よろしいですか。

全委員 　（全員了承）

宇賀町長（議長） 　それでは決定いたします。続いて社会教育の分野です。大項目５番「文化活動のより一層の充実」です。

牧岡教育長 　こちらも同じように事務局から説明を致します。

宇賀町長（議長） 　生涯学習係長からお願いします。

教育課生涯学習係長 　それでは大項目５番の説明を致します。「（１）町民文化祭を中心とした町民文化活動のさらなる充実」の部分です。現在80の団体・サークルが公民館において社会教育関係団体として活動しております。その団体の皆様につきましては、10月から11月に開催される町民文化祭にほぼ参加を頂いておりますが、中には参加をしていない団体もございます。今年度の実績でいいますと、13部門の展示部門がありまして、八つの団体が公演部門にご参加いただきました。また、同時期に開催される町民音楽祭では、今年度形態を変えまして、音楽に関係する団体だけでなくダンスや踊りに関する団体にも参加を頂きました。このような形で日頃の文化活動の発表の場の裾野を広げていければと考えております。現状の中で社会教育関係団体の支援につきましては、会議室等の使用料免除という形で支援させていただいております。これにつきましても引き続き支援を行っていまいりたいと思います。

 　（２）関連施設の計画的な修繕・改修につきまして、公民館施設では今年で満32年を迎えます。かなり老朽化が進んでおりますので、公共施設等総合管理計画の作成に基づきまして、計画的に修繕・改修を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

宇賀町長（議長） 　大項目５番について、皆様いかがでしょうか。

草柳委員 　公民館のお話を伺ったのですが、コミュニティ真鶴についてはどうなのでしょうか。

牧岡教育長 　コミュニティ真鶴につきましては、現在、教育課の所管する施設ではなく、普通財産としての位置づけとして総務課が所管しております。しかし、コミュニティ真鶴につきましては、総務課や教育委員会で協議し、また議会の皆様にもご報告しながら、コミュニティ真鶴運営協議会という町民が運営について考えて進めていくという組織を立ち上げており、直接の運営はコミュニティ真鶴運営協議会が行っております。これにつきましては協議会の規約等を設け、町とも契約を行い発足に至りました。27年度の４月から活動を始めております。おおまかに言いますと、通常の運営に関する事は、協議会で行っております。具体的には小規模な修繕、清掃、貸出等がそれにあたります。しかし貸し出しに関しましては、受付の方がなかなか見つからないという事もありまして、公民館受付が担当している状況です。町では、大規模な修繕等を進めることとなっています。現状は、定期的にコミュニティ真鶴を使用している地域の文化団体の方々、その他いろいろな町民活動で使用している方々が主な利用者であり、まだまだ十分な活用が図られておりませんが、町民のいろいろな活動のために施設をさらに使用していくことを目標として、運営協議会で活動を続けております。以上です。

宇賀町長（議長） 　ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。意見が無いようですので、大項目６番に入ります。事務局からお願いします。

教育課生涯学習係長 　「（１）家庭スポーツ活動の推進」という部分でございます。現状につきましては、家庭スポーツ活動の推進についての取り組みはあまり進んでおりません。しかし、今年度は総合参加型のスポーツイベントであるチャレンジデーへの参加もあり、町民のスポーツ健康についての取り組みが若干進んだものと考えております。町民ソフトボール大会につきましては、ニュースポーツ体験コーナーを設ける等を行っており、今後は親子での体験の場を増やして参りたいと考えております。家庭スポーツ活動の推進に関しては以上でございます。

牧岡教育長 　「（２）パラスポーツ活動の推進」に関しましては、2020年の東京オリンピック、パラリンピックを控えて、まだまだこれから計画を立てて進めていくという段階です。

教育課生涯学習係長 　「（３）関連施設の計画的な修繕・改修」の部分です。これにつきましては、町民のスポーツ活動の拠点となる町立体育館は今年で満20年、さらにまなづる小学校体育館や岩ふれあい館につきましても、築30年あるいは30年近く経過しております。これにつきましても、公共施設等の総合管理計画策定の中で、計画的に修繕や改修に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

宇賀町長（議長） 　ご意見いかがでしょうか。それでは先ほどのパラスポーツについて、私からご説明いたします。神奈川県の事業でパラスポーツというものが入りましたが、もちろん2020年のオリンピックパラリンピックの事が関わってきますが、簡単に言うと障がい者のスポーツを健常者がやろうということです。例えば一方の腕がない方がない腕をかばって行えるスポーツがあれば、健常者もできるのではないかということで、それを健康という面からみて障がい者スポーツを健常者もやってみればどうかということがパラスポーツです。それを県や町も推進していくということです。

牧岡教育長 　今、町長からご説明のあったパラスポーツですが、以前の講演会で、義足をつけられて、走り高跳びでパラリンピックに出場された方に講演していただきました。その際に実技はありませんでしたが、義足をお持ちいただきまして講演をして頂きました。その際にいろいろな困難を克服し、一つのことに挑戦をしていく話しは、講演会に参加されている方からも感動を呼びましたし、実際にスポーツをすることプラス、そういう方たちのいろいろなことに挑戦していく生き方は、非常にプラスになると思いますので、ぜひ大な活動としていきたいと思います。

宇賀町長（議長） 　先ほど私からはスポーツの面しかお話しませんでしたが、障がいがあるということは、我々には想像できないほどの悩みがあると思います。それも一緒に健常者に伝えていこうという中身も入っております。ここが一番大事なことかもしれませんね。

意見等はございますか。それでは大項目の７番です。

牧岡教育長 　事務局から状況についてご説明いたします。

教育課生涯学習係長 　それでは「文化財の保護と活用のより一層の推進」について説明させていただきます。「（１）文化財の計画的な保護」については、現在、町の文化財物件につきましては、第13次まで指定が進んでおります。また、町には町民の方から寄贈された貴重な文化財物件もまだまだ眠っておる状況でございます。これにつきまして、しっかりとした選定作業を進め、文化財に指定できるものは指定し、できないものに関しては活用していくという作業を進めてまいりたいと考えております。

 　「（２）「地域に残る伝統行事」の保護の推進」という部分です。現在、文化財物件に関しましては、将来にわたり重要文化財として町が保護、活用していくべき物件であるというものに関しては、文化財保護条例に基づきまして、重要文化財として指定しております。ただ、これにつきましては、起源や沿革の部分がはっきりとしていなければ指定できません。その部分がはっきりせず、指定できないものの中にも、将来にわたって保護すべき文化的事業もあるのではないかという部分があります。町では、仮称ですが「真鶴町重要文化行事指定に関する規則」という形で、規則制定へ向けて作業を進めております。これに基づいて、将来へわたって地域に密着した伝統行事や、町民の生活に根付いた文化行事を指定、保護していく予定でございます。（２）については以上でございます。

 　次に「（３）文化財の活用を推進」の項目です。町で保管している文化財は公民館において展示しており、各月あるいは２か月に１回のペースで展示替えを行っております。ただ、公民館のみでの活用となりますので、これからは幅広い形で活用していくのが課題だと思っております。この部分のさらなる拡充を図っていきたいと思います。以上でございます。

宇賀町長（議長） 　ありがとうございます。それではご質問等をお願いします。去年、教育長に岩の祭りを真鶴の文化財にできるかについて調査を依頼しました。その結果をこの場で教えていただきたいと思います。

牧岡教育長 　昨年度、岩の夏のお祭りを町の文化財に指定できないかと、町長からお話しを頂きました。それを受け、今年度は指定に向けた資料収集や、関係者への聞き取り、現地調査等を行いました。聞き取りなどは、ある年代まではお話を聞けるのですが、それよりも昔の内容になるとはっきりしませんでした。さらに、話のある部分でも、それを具体的に裏付けができる資料が必要でしたが見つかりませんでした。その結果を踏まえ、文化財審議委員で検討を行い、町の文化財として指定するには条件を満たしていないということで、登録はできないという結論に至りました。また、お話しの中で、２回程途中に途絶えそうな危機があり、どなたかが中心となって呼びかけて復活するということもあり、岩のお祭りにかける地域の方々の熱意は素晴らしいということと、こちらは将来へ渡って継承していくべきであるという意見を審議委員の全員から頂きました。そのような事から、規則として定め今後の地域に伝統行事を残る仕組みを作ろうと活動しております。

宇賀町長（議長） 　仮称をもう一度教えてください。

教育課生涯学習係長 　真鶴町重要文化行事指定に関する規則です。

宇賀町長（議長） 　それを規則で作成するということですか。保護、推進するためには金額が必要ですよね。あと一つは、岩のお祭りもそうですが、他にどんと焼きや道祖神があると思いますが、もちろん真鶴町にはなくてはならない継続していくべき行事ですが、そのようなものを重要文化行事として町に申請をするということですか。

教育課生涯学習係長 　まず保護に関する財政的な支援の部分でございますが、こちらは規則の中で定める予定で作業を進めております。もう一点の、申請というお話しは、岩のお祭りだけでなく、町長がおっしゃったようなどんと焼きや、燈籠流し等も伝統行事にあたると思いますので、これにつきましては、関係者の方から申請をあげていただき、その段階で文化財審議委員会に諮るという流れで考えております。

宇賀町長（議長） 　ありがとうございます。その施行はいつ頃かわかりますか。

教育課生涯学習係長 　現状では年度明けの４月早々に施行する予定で準備を進めております。

宇賀町長（議長） 　４月早々に規則の施行を行うという事ですね。ただ、予算が関わるので、財政との打合せを十分にしっかりしてください。

脇山委員 　伝統行事を残すには、子どもたちに教えるのが一番大切だと思います。この頃の子ども会のあり方なのですが、どうしても子どもが減っているという現実、また、入れたくないという親がいて、人数が減ってしまっています。清川村では小学校に入っているお子さんは全員加入しているということを伺いました。真鶴も学校教育で地域と連携した教育のために、子ども会を大事にして、自治会などで繋いでいけば伝統行事も絶えず繋がるのではないかと思います。その点から、子ども会の運営がうまくいってないということが最大の問題点ではないかと思います。

牧岡教育長 　伝統行事を地域に残していくということは、現在、規約作成の作業を進めております。その中で重視すべきものがいくつかあると思います。もちろん財政面は課題ですが、脇山委員のおっしゃるとおり、担い手の不足は大きな課題だと思います。規約ができ、申請される中で、地域に残していくという部分でいろいろな課題が出てくると思います。その中でも、担い手という部分に関しては町や、教育委員会、審議委員会だけでなく、自治会や子ども会の方などみんなで考えていきたいと思います。先ほども申しましたとおり、担い手不足は非常に大きな課題だと思います。財政的な支援を行っていても、担い手が育たなければ地域に残りません。他の案件も含め、地域に残すという視点で考えていきたいと思います。

宇賀町長（議長） 　子ども会の担当は今どこですか。

教育課生涯学習係長 　生涯学習係です。

宇賀町長（議長） 　子ども会の現状は報告できますか。

教育課生涯学習係長　 　子ども会については、４つの単位子ども会が相互に連携して町子連として活動しています。加入率という部分では、小学生以下に限れば50％程度となります。約半数しか加入がなく、ある単位子ども会からは子どもの数が少なくなっており、活動が危ういという申し入れがありました。それを受け、単位子ども会を一つにまとめるという案も出ております。しかし、まとめても手立てにはならないだろうという意見もありますし、加入率を上げることに関して小田原地域でもいろいろな意見は出ているのですが、なかなか効果的な方策が見えてこないというのが現状です。山北町では、町子連の活動自体が解散になってしまったというところもあります。当町でも加入率向上の改善策は見えていないのが現状です。

宇賀町長（議長） 　50％の方が加入しない理由は分かっているのですか。

教育課生涯学習係長 　まず、役員をやりたくないという部分です。また、習い事やスポーツクラブ等が忙しいため、加入しても参加できないというような意見が多数です。

宇賀町長（議長） 　役員を担うのは大人ですか。

教育課生涯学習係長 　大人です。

宇賀町長（議長） 　大人が役員をやりたくないから、子どもを子ども会に入れないという事ですね。習い事に関しては子どもと大人が一緒ですからね。

教育課生涯学習係長 　もう一つ理由がありまして、１小１中という状況の中で、縦の関係が学校でできているので、あえて子ども会に加入する必要がないという意見もあります。

宇賀町長（議長） 　どのように意見を集約したのですか。

教育課生涯学習係長 　町子連の会議がありまして、役員の方から、そのような声が出ているという報告を受けました。

宇賀町長（議長） 　子ども会に入りたくない方の意見は、子ども会の役員には分からないと思います。

教育課生涯学習係長 　役員さんが、一般の方々から意見を聞き、事務局に挙げてくださった形です。

宇賀町長（議長） 　子ども会だけでなく、自治会も同じような現状ですよね。このような問題は町が入って手立てするべきなのですか。

参事兼総務課長 　町と自治会との会合がございまして、その中でよく出てくるのが、加入率が少ないので町でどうかしてくれという意見が出てきます。しかし、自治会は任意の団体ですので、加入に関しては完全に任意の問題ですので、町としては、未加入の方に入りなさいとも、入ってくださいとも言えない訳です。自治会の努力になると思います。未加入の方につきましては、自治会の行事の際に手伝いを求められることになり、また、高齢化になっていることもあり役員を務めると手伝いをしなくてはならないが、体力的にできないということで、忍びないけれど辞めてしまうという方や、若い方は付き合いが面倒だという理由で入らない方もいらっしゃいます。加入率が低い低いというけれども、自分たちがやっていることによって自分たちが首を絞める結果になっているということもあろうかと思います。以上です。

宇賀町長（議長） 　もし、災害があった際は、絶対に近所が助け合う必要があると思いますが、それはできるのでしょうか。

参事兼総務課長 　町内会単位、自治体単位での行事を少なくして、災害や葬式の際には、協力するという付き合いでもいいのではないのかと思うのですけれど。

脇山委員 　私は、ある小さな町の話を聞きましたが、地域に引っ越してくる際に役場から自治会の紹介があるそうです。そして加入してもらえれば、連絡が自治会に行き、会長らがあいさつに行くという仕組みだそうです。真鶴町も小さな町ですから、そのような対応は、すぐできると思います。役場が任意ですからと言って突き放してしまうのではなく、防災などを考えれば加入が望ましいですから、協力しても良いのではないでしょうか。体力的な面は各自治体で考慮して下さると思いますし、これから町に入ってくる方に対しては、説明はしてくださってもいいと思います。

宇賀町長（議長） 　総務課長いかがですか。

参事兼総務課長 　転入されてくる方へいろいろな書類をお渡ししているわけですが、その際に自治会の名簿もお渡ししております。そこで住所から、「あなたはここの自治会ですから」とお伝えはしています。しかし入ってきた方へ、自治会の役員が説明に行っているかは把握しておりません。とりあえずご紹介はさせて頂いております。

宇賀町長（議長） 　要するに子ども会も自治会も加入に関して困っているのですか。来年の４月から改善に取り組みましょうか。いずれは町も黙ってはいられなくなる問題だと思います。それでは早いうちに手を打つべきです。団体だけでは加入率を上げる事は難しいと思います。町がどのような形で、どこまで踏み込むべきかわかりませんが、町として加入を増やすような手立てを来年の４月から行いましよう。他の課の協力も必要だと思いますので、その話は課長会議で私から言います。成功するかは、まだ分かりませんが、成功するように頑張っていきたいと思います。

全体に関していかがでしょうか。私から一つだけよろしいですか。大項目５番に「文化活動のより一層の推進」と記載があり、（１）の「町民文化祭を中心とした町民文化活動のさらなる充実」とありますね。「より一層」の部分と、「さらなる充実」について教えていただきたいです。真鶴町は、文化祭について町外からお褒めの言葉を頂いております。しかし、あと期間が一日長ければ、新しい行事が入れられるという意見も頂いております。そのような部分のことと認識してよろしいのでしょうか。生涯学習係長お願いします。

教育課生涯学習係長 　現状の中では、普段発表の場のない方々も加わっていただいている部分もあります。今年度は陶研究会という団体さんにご参加いただき、陶器の体験等を行っていただきました。１日伸ばすというのは検討の余地があると思います。しかし、団体さんの利用日が１日減ってしまうということで、調整が必要かなと思います。

牧岡教育長 　「町民文化活動のさらなる充実」という部分では、現在もサークル活動が非常に充実していると感じます。しかし、それぞれのサークルの課題もあります。一番共通しているのは高齢化です。次世代の担い手が減っており、会員数が減っています。その部分を改善し、さらに担い手になる方に入っていただき、活動を充実させていくということで、町民文化活動のさらなる充実と考えております。

宇賀町長（議長） 　それでは社会教育の部分、大項目５番から７番について、決定してよろしいでしょうか。

全委員 　（全員了承）

宇賀町長（議長） 　ありがとうございます。真鶴町教育大綱の「案」を取っていただき決定いたします。なお、この会議で議論された事は議事録をご確認ください。

 　議事２は「その他」ですが、事務局からございますか。

参事兼総務課長 　ありません。

宇賀町長（議長） 　委員の皆様もよろしいですか。それでは第２回真鶴町総合教育会議を閉会します。本日はありがとうございました。